

京都市告示第127号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市生涯学習振興財団を京都市公金収納受託者とし、京都市学校歴史博物館の観覧料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

(学校歴史博物館事業課)